

神奈川県立上矢部高等学校

いじめ防止対策マニュアル

平成 29 年 4 月 1 日

▲▲ も く じ ▲▲

- I いじめ問題に関する基本的な考え方
- II いじめの未然防止
- III いじめの早期発見
- IV いじめの早期解決のための取組み
- V インターネット上のいじめへの対応
- VI いじめ防止等のための組織の設置
- VII 重大事態への対処

神奈川県立上矢部高等学校

I いじめ問題に関する基本的な考え方

- ・いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないために、全ての教職員がいじめの防止に取り組む。
- ・全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするために、心身に及ぼすいじめの影響、人権の侵害など、いじめの問題について生徒の理解が深まるよう取り組む。
- ・いじめは学校の内外を問わず、様々な場所で起こりうるものであることを踏まえ、学校、家庭、地域、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

1

いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、一定の人間関係にある他の生徒等が行う（当該生徒等と同じ学校に在籍していない場合も含む）心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

2

いじめに対する基本認識

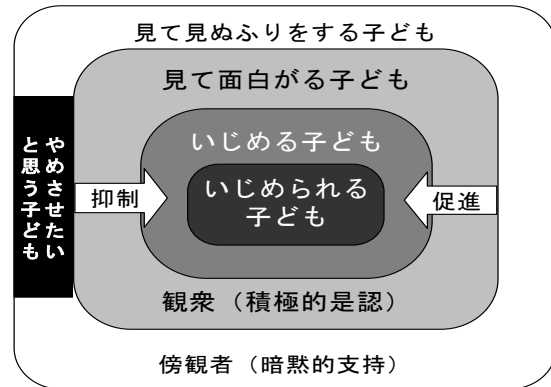
近年のいじめは、従来に比べ特に陰湿となっていること、一方で、遊び半分のものが多く見られることなども指摘されており、問題が顕在化しにくく、事態が深刻化しやすいとも言われています。

教職員が以下の(1)から(6)までの認識を持ち、いじめ問題に適切に対応することが必要です。

- (1) 「いじめは、いじめを受けた生徒の尊厳を損なう、人間として絶対に許されない行為である」
- (2) 「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる問題である」
- (3) 「いじめは、家庭や対人関係など、様々な背景から、様々な場面で起こり得る」
- (4) 「いじめは、加害・被害という二者関係ではなく、「観衆」「傍観者」といわれる周囲の生徒に対する注意も必要である」
- (5) 「いじめは、大人には気づきにいくいところで行われることが多く、発見しにくい」
- (6) 「いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取扱われるものもある」

いじめられた子どもは、集団の中で他者との関係を断ち切れ、絶望的な心理に追い込まれていきます。そこには、意図的に孤立させようとする集団の構造上の問題が潜んでいます。いじめは当事者だけでなく、その周りには、はやしたてる「観衆」や無関心を装う「傍観者」の存在があります。

「観衆」が多いと、いじめは一層エスカレートする方向に向かい、また、「傍観者」は、いじめられている子どもから見ると、いじめに暗黙の了解を与えているように見えることがあります。「傍観者」が仲裁者となれるような指導を行うことが大切です。



(1) いじめられている子どもの気持ち

いじめられている子どもは、孤立した状態にじっと耐えていたり、誰とも親しくせず防御的な態度をとったり、いじめられていると認めたくない心理になっていることを理解し、支援することが重要です。

- ア 自尊心を傷つけられたくない、親に心配をかけたくない、告げ口したとしてさらにいじめられるのではないかなど不安な気持ちから、いじめられている事実を言わない、言えないことが多くあります。
- イ 屈辱をこらえ、平静を装ったり、明るく振る舞ったりすることがあります。
- ウ 自分に原因があるからと自分を責め、自分の存在を否定する気持ちに陥ることがあります。
- エ ストレスや欲求不満の解消を他の子どもに向けることがあります。

(2) いじめている子どもの気持ち

いじめている子どもが悩んでいたりと、寂しい思いをしたりしている場合も多くあります。その子どもの心理面や動機、背景に視点をあて、適切に指導することが重要です。

- ア いじめの深刻さを認識しないで、からかいやいたずら等の遊び感覚でいじめを行います。
- イ 自分がいじめのターゲットにならないよう、いじめに加わることがあります。
- ウ いじめられる側にも問題があると考え、いじめの行為を正当化して考えていることがあります。
- エ 学校、家庭、地域社会にある様々な要因を背景として、子どものストレスのはけ

口的手段としていることがあります。

オ 差異（個性）を柔軟に受け入れられることができないことがあります。

Ⅱ いじめの未然防止

いじめを未然に防ぐには、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議等で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図ることが必要です。

また、学校の教育活動全体を通じて、豊かな心を育て、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみ「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むことが大切です。

生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるよう、周囲の友人や教職員と信頼関係を築きながら、規則正しい態度で授業や行事、部活動に主体的に参加・活躍し、学校や地域の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取り組みを実施することが重要です。

1

いじめの未然防止のための共通理解と学校体制の確立

いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員で生徒を見守っていくためには、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議等で全教職員に周知していくとともに、いじめの予兆や悩みがある生徒を見逃さない仕組みづくり、教育相談がしやすい環境づくりなどの学校体制を確立していきます。

- ・いじめの特質等について、校内研修や職員会議を活用し、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。
- ・全校集会やHR活動で、いじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成していく。

2

生徒との信頼関係の確立

生徒と温かい信頼関係を作り上げていくためには、教職員は日ごろから生徒の心に寄り添うことを心がけ、生徒を一人の人間として尊重し、生徒の気持ちを理解できるよう、教育相談の考え方や態度を身に付けていきます。

また、生徒と同じ目線で物事を考え、生徒たちと場を共有し、生徒の些細な言動から個々の生徒の状況を推し量ることができる感性を高めていきます。

- ・職員が生徒を一人の人間として尊重し、生徒の気持ちを理解できるよう教育相談の考え方や態度を身につけ、日頃から生徒の心に寄り添うことを心がける。

3

命や人権を尊重し、豊かな人間性を育む

学校の教育活動全体を通じて、生徒が他人を思いやることができる心を育むための道徳教育や、生命尊重の精神や人権感覚を育むための人権教育を充実させていきます。

また、体験活動等の推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てていきます。

- ・人権教育の推進により、生徒の社会性を育むとともに他人の気持ちを思いやることのできる豊かな情操を培い、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

4

生徒の自己有用感や自己肯定感、自浄力を育む

学校の教育活動全体を通じ、教職員が生徒に対して愛情を持ちながら、温かい声かけを行い、生徒自身が認められている、満たされていると感じることができるように、生徒の自己有用感や自己肯定感を高めていきます。また、生徒たちの自主的、主体的な活動を推進します。

- ・教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供し、自己有用感が高められるよう努める。
- ・いじめ暴力防止キャンペーン活動を通じ、生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような啓発活動を支援する。

5

保護者や地域に開かれた学校づくり

いじめ問題は、学校や家庭だけの問題として捉えるのではなく、すべての大人たちの問題として取り組む必要があります。日ごろから家庭や地域と共通理解を図るために、常に開かれた学校づくりに努め、保護者研修会の開催やホームページ、学校だより等による広報活動を積極的に行います。

- ・いじめ問題は、学校や家庭だけの問題でなく、すべての大人たちの問題として取り組む必要があることから、日頃から家庭や地域との共通理解を図るため、開かれた学校づくりに努める。

Ⅲ いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要があります。また、いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている生徒が拡大して関係が複雑になり、解決が困難になります。

たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが大切です。

そのために、日ごろからの生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報の共有を行うことが重要です。

1 いじめのサインを受け取るために

いじめは、陰湿化・潜在化し、把握しにくくなっています。そのため、教職員は日ごろから生徒たちをしっかりと観察し、行動や生活の様子の変化も見逃さず、いじめではないかという視点で見直し、いじめを見逃さないよう積極的に認知します。

- ・ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを積極的に認知するように努める。

2 教育相談を通じた把握

学校全体で定期的な面談の実施や、生徒が希望する時には面談ができる教育相談体制を確立し、いじめられている生徒や周りの生徒、保護者が相談しやすい環境を整備することにより、いじめの早期発見につながるようにします。

- ・生徒、保護者がいつでもいじめに関して相談できるように、相談窓口を設置しその窓口を周知するための工夫をするとともに、教育相談週間を設け、実態把握に努める。

3 アンケート調査による把握

定期的な学校生活アンケート調査を実施し、生徒を客観的に把握することになります。実施方法(記名式等)については、状況に配慮して実施します。

- ・定期的な学校生活アンケート調査を実施し、生徒の学校生活の実態の把握に努める。記名、無記名は状況に配慮し、判断する。〈6月・11月に実施〉

IV いじめの早期解決のための取組み

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応することが必要です。また、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の元、毅然とした態度で加害生徒を指導しなくてはなりません。

また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、いじめの内容によっては、警察等の関係機関との連携が必要です。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要です。

1 いじめの発見・通報を受けた時の対応

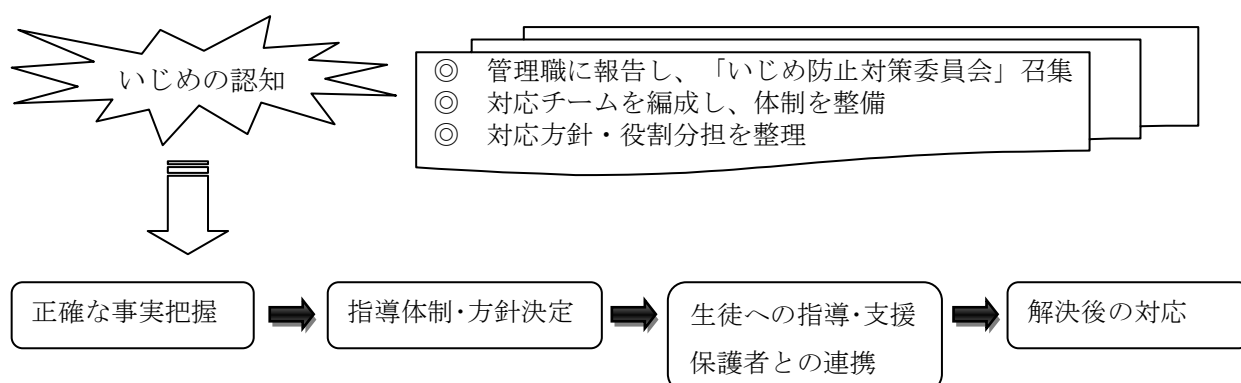
いじめを認知した、またはその疑いがあった場合、その場で、いじめを止めるとともに、いじめに関係している生徒に適切な指導を行い、そのいじめに対し、組織対応するため全教職員に周知し、多方面からの確かつ迅速に対応します。さらに保護者の対応についても誠意を持ち、問題解決のために信頼関係と協力体制を確立します。

- ① からかいや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見したら、その場でその行為をやめさせる。
- ② 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても事実確認を的確にし、迅速な対応をする。
- ③ いじめの相談を受けた教職員は一人で抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」に直ちに連絡し、情報を共有する。
- ④ 速やかに関係生徒から事実を聴き取り、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ⑤ 事実確認の結果は校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに、いじめられた生徒、いじめた生徒双方の保護者に連絡する。
- ⑥ いじめと事実確認できたその日に家庭訪問を行い、保護者に事実関係を伝える。
- ⑦ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは所轄警察署と相談して対処する。

様々な立場からの事実確認した情報を一元化し、いじめの全体像を把握してから、全教職員で対応方針や指導方針を検討し、いじめを受けた生徒やいじめを行った生徒に対する適切な指導や支援を行うとともに、いじめを再び起こさないための学校づくり、集団づくりに取り組みます。それらの内容を関係する保護者に説明し、指導方針や支援方針の具体策を提示し、再発防止への協力を要請します。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所管警察署に通報し、適切に援助を求めます。

- ① いじめられた生徒や保護者に対し、秘密は厳守することを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の安全を確保する。
- ② いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、状況に応じて、いじめた生徒を別室において指導することとし、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ③ 状況に応じて、心理や福祉の専門家、教員経験者など外部専門家の協力を得る。
- ④ いじめた生徒に対しては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。なお、いじめを行った背景にも目を向け、いじめた生徒が抱える問題の解消に努めるなど、いじめた生徒の健全な人格の発達を促す。
- ⑤ 生徒の生命、身体に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ⑥ いじめには様々な要因があることから、特別指導や懲戒を行うにあたっては、生徒に心理的な孤立感、疎外感を与えないように一定の教育的配慮を行うとともに、生徒が自分の行為を理解し、健全な人間関係を育む態度を身につけるよう指導する。
- ⑦ いじめの解決とは、いじめられた生徒に対する謝罪のみで終わるものでなく、当事者を始めとし周りの全ての生徒との関係の修復を経て、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことを目指す。



※ 上記のフロー図は、一般的な流れになります。詳細については、巻末を参照

V インターネット上のいじめへの対応

教職員はインターネット上で発信される情報の特質を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについての最新の動向を把握することが大切です。

また、パスワード付きサイトやソーシャルネットワーキングサービス（LINE も含む）、携帯電話等のメールを利用したいじめについては、大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育をすすめるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが不可欠です。

ネット上のいじめを発見した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応をとり、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく必要があります。

インターネット上で発信された情報の流通性、発信者の匿名性等、情報の特性を踏まえ、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、また適切に対処することができるよう、保護者と緊密に連携・協力することが不可欠であり、双方で指導を行います。

- ・学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対してもネット上のいじめへの理解を求めていく。
- ・保護者と連携し、携帯電話、スマートフォンの利用に関するルール作りに取り組む。

2

早期発見・早期対応のために

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちにプロバイダに対して速やかに削除する措置をとります。措置をとるに当たり、必要に応じて法務局や地方法務局、警察等の専門的な機関に相談・通報し、適切に援助を求めます。

- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、書き込んだ生徒（場合によってはプロバイダ）に対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。

3

事案解決後の対応

書き込みを削除できた場合でも、書き込みされた内容のキャッシュ（検索エンジンが検索結果を表示するための索引を作る際に検索にかかった各ページの内容を保存したもの）が残っているため、必要に応じてその後の書き込み状況の経過を見るようにします。

VI いじめ防止等のための組織の設置

いじめ問題への取組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめの根絶」という強い意志を持ち、学校全体で組織的に対応することが必要です。また、必要に応じて外部の専門家等が参画することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資すると考えられます。

このことから、いじめ問題への組織的な取組みを推進し、共有された情報から組織的に的確に判断する、いじめに特化した「いじめ防止対策委員会」が中心として、教職員全員で総合的ないじめ対策を行うことが必要です。

また、学校基本方針の策定とともに定期的な見直し等を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取組みを展開することが大切です。

1

「いじめ防止対策委員会」

学校全体でいじめ問題に対応するために、いじめ問題に取り組むに当たって中核となる「いじめ防止対策委員会」の方針に基づく取組みや年間計画の作成、取組みの見直し等を行います。《定例開催》

また、いじめ事案に対しては機動的に対応し、その情報を集約し、今後の対応方針や

指導方針について検討を行う中核的な役割を担います。《緊急開催》同組織内での検討内容や事案の対応等については、職員会議等を通じて全教職員で情報共有します。

○組織の性格

いじめ防止を実効的に行うため、組織的な対応を行うための中核となる常設の組織である

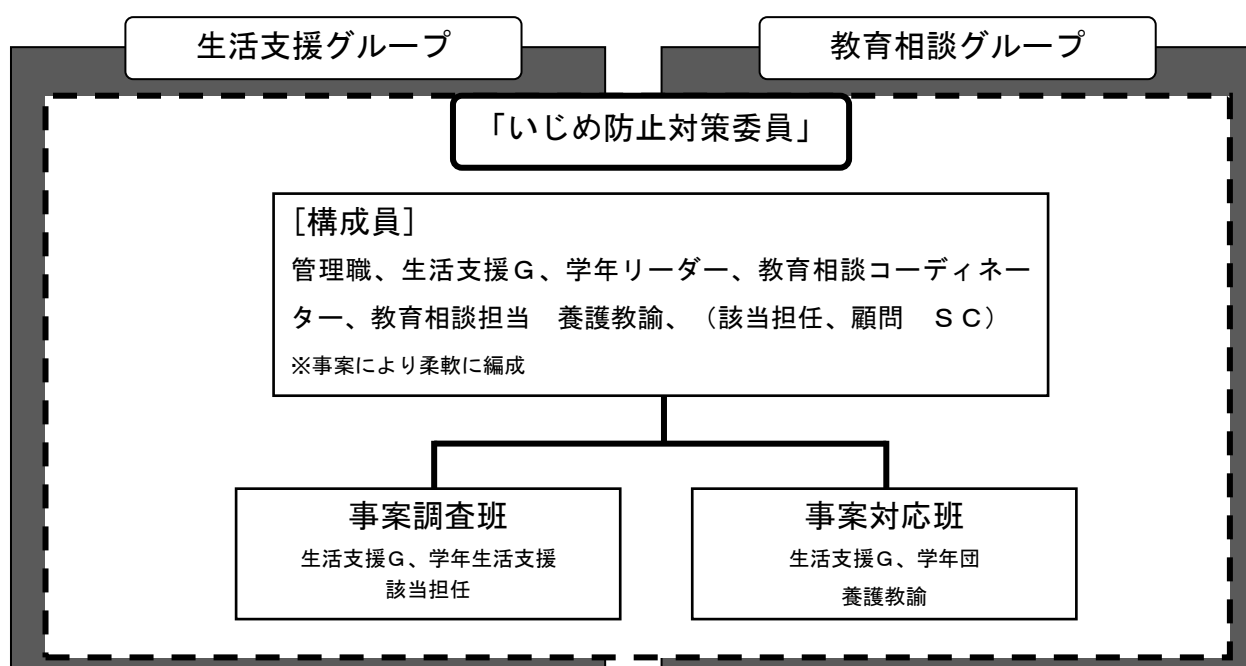
○組織の構成

管理職、生活支援G職員、学年リーダー、教育相談コーディネーター
養護教諭

事案内容に応じて、校長が任命した依頼可能な第三者

2

「いじめ防止対策委員会」組織図



3

いじめ防止指導等年間計画

いじめの未然防止や早期発見・早期対応、早期解決にあたるためには、学校全体で年間を通じて組織的、計画的に取り組む必要があります。そのため、いじめ防止の観点から、学校の教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取組みを体系的・計画的に実施します。

また、いじめへの対応に係る教職員の資質能力の向上を図るための校内研修や、いじめ問題への取組みについての点検を定期的に行い、学校が一丸となって組織的に対応するため、いじめ問題についての共通理解を深めます。

- ① 年2回（6月・11月）いじめに関するアンケート調査を実施し、生徒の実態を把握する。
- ② いじめに関する教職員向けの校内研修を実施する。

Ⅶ 重大事態への対処

生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事態が発生した場合、速やかに県教育委員会や警察等の関係機関へ報告し、関係機関と連携を図りながら重大事態に迅速に対応するとともに、県教育委員会がその事態の調査を行う主体やどのような調査組織とするかを判断します。

事実関係を明確にするための調査を実施した場合、その調査結果をいじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供します。また、その調査結果の報告を受けた県知事が、重大事態の対処または同種の事案の発生の防止のために必要があると認められた場合は、第三者で構成する附属機関が再調査を行います。

1

重大事態の意味

- 精神性の疾患を発症した場合
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合（年間 30 日を目安）
※目安に関わらず、学校または教育委員会の判断による。
- 生徒及びその保護者から重大事態に至ったという申立てがあった場合
※重大事態ではないと考えたとしても、適切かつ真摯に対応するとともに、教育委員会に連絡・相談する。

2

「いじめ調査委員会」の設置と構成員

重大事態が発生した場合、県教育委員会を通じて知事に報告し、県教育委員会はその事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするかを判断します。調査の主体が学校となった場合は、県教育委員会の指導、また、人的措置も含めた適切な支援を受けて調査を行います。

「いじめ調査委員会」の構成員は、臨床心理士や社会福祉士等の専門家などの第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

いじめ調査委員会の構成

管理職、生徒指導主事（神奈川県）、生活支援G総括、当該学年リーダー

- ※ 事案内容により構成員については柔軟に検討し、校長が任命する。
- ※ 組織を構成する第三者の参加については、教育委員会と検討し構成員を決定

3

「いじめ調査委員会」の活動内容

- ① 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査をする。
- ② 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明する。
- ③ 県教育委員会への調査結果報告する。
- ④ 調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えた調査結果の報告書を提出する。

4

調査結果の提供及び報告

その調査結果の報告を受けた知事が、重大事態の対処または同種の事案の発生の防止のために必要があると認められた場合は、第三者で構成する機関が再調査を行います。